南三陸町観光協会ホームページバナー広告募集要項

南三陸町観光協会では、次のとおりバナー広告掲載を募集します。当協会のホームページには月平均約20,000人の方からアクセスがあります。お店や商品のPRにぜひご活用ください。

１　媒体概要

　　媒体名：一般社団法人南三陸町観光協会ホームページ

　　規格：縦70ピクセル　横155ピクセル　JPEG・PNG  
アニメーション不可  
※データサイズによっては圧縮をさせていただく場合がございます。

2　募集枠

TOPページバナー20枠（予定）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※位置は指定できません。また、応募多数の場合は先着順になります。　　　　　　　　　　　募集は随時実施しています。

3　募集対象

　　南三陸町観光協会会員を優先とします。町内の宿泊施設、飲食店、観光施設事業者、観光関連団体等に加え、南三陸の地域振興に関係のある個人・団体・企業等を対象とします。

4　掲載料金

当協会会員　　：１枠　3ヵ月　 9,000円（税込）【3,000円／月】

　　　　　　　　１枠　６ヵ月　12,000円（税込）【2,000円／月】

当協会非会員　：１枠　3ヵ月　18,000円（税込）【6,000円／月】

　　 １枠　6ヵ月　24,000円（税込）【4,000円／月】

バナーの制作を観光協会に委託する場合　：１バナー　3,000円（税込）

※バナー制作を依頼される場合、デザインは協会に一任させていただきます  
※掲載期間内の掲載取り消しは可能ですが、料金の返還はいたしません。

5　掲載基準

広告の画像及びリンク先のページの内容が以下のような場合が掲載できません。

1. 法令に違反するもの
2. 公序良俗に反するおそれがあるもの
3. 政治的活動に関するもの
4. 社会の秩序をびん乱するおそれのある宗教的活動に関するもの
5. 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るものまたはこれに類するもの
6. 意見広告および名刺広告に類するもの
7. 人権を侵害するおそれのあるもの
8. 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
9. 誇大表示または不当表示その他表現方法等が不適切なもの
10. 南三陸町観光協会のホームページの調和を著しく損なうと認められるもの
11. 南三陸町観光協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
12. 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
13. 前各号に掲げるもののほか、南三陸町観光協会の信用性および信頼性、並びに行政広報の公共性および公益性を損なうおそれがあるなどの理由により、ホームページに掲載する広告として適切でないと南三陸町観光協会が認めるもの

6　申込方法

別紙の申込書を当協会までメールもしくはFAXでお送りください。

* FAX　0226-46-3080
* Email　post@m-kankou.jp
* 申込書 （ダウンロード）

7　掲載手順

1. 掲載基準に従い、審査をします（審査には５日程お時間を頂きます）。
2. 掲載決定後、当協会から連絡をさせていただきます。
3. 請求書を発行します。
4. データの受け渡しを行います。
5. 入金確認後（掲載日の10日前までに）、掲載します。
6. 領収書を発行します。

※広告掲載期間中であっても規定に反するに至った場合は、掲載を取り消します。また、掲載する広告がリンクしているサイトの内容についても同様とします。  
その他、広告掲載料及び広告作成費用が期限内に支払われない場合は、掲載を取り消します。

FAX送付  
FAX番号　0226-46-3080  
担当：及川・柳井まで

南三陸町観光協会ホームページバナー掲載申込書

|  |  |
| --- | --- |
| （あて先）  一般社団法人 南三陸町観光協会長　殿  住所（所在地）  企業・団体名称  担当者名：  電話番号：  FAX番号：  　次のとおり申し込みます。 | |
| 協会会員の有無 | 会員である　　・　　会員ではない |
| 掲載期間・料金 | 3ヶ月　　・　　　6ヶ月  （平成　　年　　月　　日～） |
| 業　種 |  |
| ホームページの内容 |  |
| リンク先アドレス | http:// |
| バナー用画像データ | データあり　　・　　なし |

南三陸町観光協会

TEL：0226-47-2550